

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第65号

「裁判になる」？「差し押えされる」？

根拠のない脅し文句は無視しましょう！！

最近、実在する公的機関とまぎらわしい名称を使用し、「連絡がないと訴訟になる」「裁判所から呼び出しがある」「給与、財産が差し押さえられる」などと不安をあおるような法的な言葉を並べて、連絡させ、個人情報聞き出ししたり、お金を送らせようとするはがきやメールが増えているので注意が必要です。

【県内事例①】

公的機関と思わせるような名称の機関から「訴状が提出された」「連絡がないと裁判所に出廷となる」「給与、財産が差し押さえられる」という内容の「民事訴訟の起訴事実の通達」というはがきが届いた。 (80代女性)

【県内事例②】

消費生活センターの職員を名乗り、「あなたの個人情報が漏れている。削除するためには、別の人の名義が必要」と電話があり、その際に自分の「登録番号」を教えられた。その後、名義を変更してくれる人から電話があり、「登録番号」を伝えた。後日、業者を名乗る人から「教えてはいけない登録番号を教えた。裁判になる。回避するためには1千万必要だ」と脅された。 (80代女性)

アドバイス

1. このようなはがきやメールから、実際に訴訟を起こされるということは、通常、考えられません。連絡すれば更に個人情報を知られ、同様の請求が次々と来るようになります。身に覚えが無ければ、無視をしましょう。
2. 「お金を払えば逮捕されない、裁判にならない」というのは詐欺の手口であり全くのでたらめです。お金で逮捕や裁判を回避することはできませんので、決して支払わないでください。
3. 裁判所からの通知の場合、「特別送達」郵便で、名宛人に直接手渡しされ、受領確認を求められます。この通知を無視すると、不利益をうける場合があります。まずは、本当に裁判所からの通知かどうか、お近くの裁判所で確認してください。
4. 不審なメールやはがきが届いた場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターか、警察（全国共通短縮ダイヤル#9110）にご相談ください

